

(単位：円)

勘定科目			(何)拠点	(何)拠点	(何)拠点	合計	内部取引消去	事業区分合計		
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入								
		老人福祉事業収入								
		児童福祉事業収入								
		保育事業収入								
		就労支援事業収入								
		障害福祉サービス等事業収入								
		生活保護事業収入								
		医療事業収入								
		退職共済事業収入								
		(何)事業収入								
事業活動による収支	支出	(何)収入								
		借入金利息補助金収入								
		経常経費寄附金収入								
		受取利息配当金収入								
		社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入								
		その他の収入								
		流動資産評価益等による資金増加額								
		事業活動収入計(1)								
		事業活動による収支	支出	人件費支出						
				事業費支出						
事務費支出										
就労支援事業支出										
授産事業支出										
退職共済事業支出										
(何)支出										
利用者負担軽減額										
支払利息支出										
社会福祉連携推進業務借入金支払利息支出										
事業活動による収支	支出	その他の支出								
		流動資産評価損等による資金減少額								
		事業活動支出計(2)								
		事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)								
		施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入						
				施設整備等寄附金収入						
				設備資金借入金収入						
				社会福祉連携推進業務設備資金借入金収入						
				固定資産売却収入						
				その他の施設整備等による収入						
施設整備等収入計(4)										
施設整備等による収支	支出			設備資金借入金元金償還支出						
				社会福祉連携推進業務設備資金借入金元金償還支出						
				固定資産取得支出						
		固定資産除却・廃棄支出								
		ファイナンス・リース債務の返済支出								
		その他の施設整備等による支出								
		施設整備等支出計(5)								
		施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)								
		その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入						
				長期運営資金借入金収入						
役員等長期借入金収入										
社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金収入										
長期貸付金回収収入										
社会福祉連携推進業務長期貸付金回収収入										
投資有価証券売却収入										
積立資産取崩収入										
事業区分間長期借入金収入										
拠点区分間長期借入金収入										
その他の活動による収支	支出	事業区分間長期貸付金回収収入								
		事業区分間繰入金収入								
		拠点区分間繰入金収入								
		その他の活動による収入								
		その他の活動収入計(7)								
		長期運営資金借入金元金償還支出								
		役員等長期借入金元金償還支出								
		社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金元金償還支出								
		長期貸付金支出								
		社会福祉連携推進業務長期貸付金支出								
その他の活動による収支	支出	投資有価証券取得支出								
		積立資産支出								
		事業区分間長期貸付金支出								
		拠点区分間長期貸付金支出								
		事業区分間長期借入金返済支出								
		拠点区分間長期借入金返済支出								
		事業区分間繰入金支出								
		拠点区分間繰入金支出								
		その他の活動による支出								
		その他の活動支出計(8)								
その他の活動資金収支差額(9) = (7) - (8)										
当期資金収支差額合計(10) = (3) + (6) + (9)										
前期末支払資金残高(11)										
当期末支払資金残高(10) + (11)										

※ 本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。